

2019年  
新春 どうそ 満  
議員活動報告



発行責任者 道祖 満  
飯塚市鯉田2525-44  
TEL 25-3280・22-9323

つくります!  
newしいづがライフ

飯塚市議会議員 どうそ 道祖 満

e-mail:m.douso@fmwu.or.jp

## 西暦 2019 年

### 新春のお慶びを申し上げます。

西暦 2019 年が始まりました。

皆様におかれましては、お元気で新年を迎えられたことと存じます。

今年の 5 月には新しい年号が始まりますが、何に成るのか楽しみにしています。

今年は飯塚市議会議員選挙が 4 月 21 日に行われますので、皆様には、何かとご迷惑をお掛けしますが、変わらぬ御支援をよろしくお願い致します。

前回、平成 27 年 4 月に飯塚市議会議員選挙が行われ、これまでの約 4 年間の任期の中で本会議・所属する各委員会等で、市政に対して市民生活の安定、安心して安全に暮らせる街づくりを目指して、要望・提言を行ってきましたが、今年も、初心を忘れずに市議会議員としての活動を行ってまいります。



飯塚市議会では、平成 30 年 12 月 7 日から 21 日まで 12 月定例会市議会が開催されましたのでその報告を致します。

12 月定例会市議会では、「幼児教育無償化に関連して」「印刷業務入札の市の対応について」一般質問を行いました。

また、12 月 17 日開催の経済建設委員会では、所管事務調査として「中小企業支援について」市の考えを質しました。

(飯塚市議会では、平成 30 年 2 月定例会市議会から会議のペーパーレス化事業に取り組んでいます。

議員各自の持つタブレット端末に、議案書・予算書・議会関係書類等が送られてきます。この送付された書類を端末画面を見ながら会議が進められています。

また、この端末を導入して、会議に参考にする法令・省令等の検索が楽になり重宝しています。)

## 平成30年12月定例市議会が開催されました。

平成30年12月定例市議会が12月7日から21日まで開催されました。

今回の定例市議会では、前期の実績に基づいた経費の見直しと今後見込まれる所要額を補正する、平成30年度飯塚市一般会計補正予算(第5号)と各特別会計補正予算と企業会計補正予算合わせて補正総額18億4320万5千円、補正後の予算を総額1288億295万8千円とする予算関係議案15件と、4月遡り市職員の給与を改定することに伴う所要額を補正する各会計補正予算合わせて補正予算額3376万円、補正後の総予算を1288億3671万8千円とする予算関係議案12件が審議されました。

一般会計補正予算の主な歳出は、「各小中学校の猛暑対策として空調設備(エアコン)を早いところでは来年(2019年)7月遅いところ(大分・若菜小学校)では9月まで整備する。」を、予算計上しています。

条例議案等については、26議案が審議され、主なものは次の通りです。

- 「飯塚市議会議員及び飯塚市長の選挙運動の公費に関する条例の一部を改正する条例(公職選挙法施行令の一部を改正する政令の施行に伴い、関係規定を整備するもの。)
  - 「飯塚市付属機関の設置に関する条例の一部を改正する条例(飯塚市上下水道事業審議会を設置し、今後の事業の方向性、経営の在り方等について審議するもの。)
  - 飯塚市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例(投票所、期日前投票所の投票管理者・投票立会人について交代制とし時間に応じた報酬額を支払うもの。)
  - 「飯塚市奨学資金貸付金条例の一部を改正する条例(飯塚市奨学資金を受ける時期を入学前の貸し付が行えるようにするもの。)
  - 「飯塚市放課後児童健全育成事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例(放課後児童支援員の資格要件に専門大学前期課程修了者を追加し支援員確保をするもの。)
  - 「飯塚市地方卸売市場条例の一部を改正する条例(飯塚魚市場の運営会社が飯塚市地方卸売市場から平成31年3月31日退場するため市場の水産物部を廃止するもの。)
  - 「飯塚市児童遊園条例の一部を改正する条例(鯉田箕子町児童遊園の児童遊園を廃止し都市公園に変更するもの。)
  - 「ふくおか県央環境広域施設組合の設立について(飯塚市、嘉麻市、小竹町、桂川町で、ごみの処理施設、最終処分場、し尿処理施設、火葬場の設置・管理運営を協働処理するための組合を設立し平成31年4月1日より施行するもの。)
- これに伴い、現在あります、「ふくおか県央環境施設組合」、「飯塚市・桂川町衛生施設組合」は、平成31年3月31日に解散され、その財産は、新たに設置される「福岡県央環境広域施設組合」に帰属されます。その関連議案6件。

○「直接請求に係る飯塚市政治倫理条例の制定」（直接請求で、現行ある政治倫理・資産公開条例の1本化と市民公募の委員を審査会に加えること、資産報告書に配偶者等同居親族の資産公開を求めるもの。）{賛成9名反対16名欠席1名で否決} わたしは、配偶者、同居親族の資産公開は個人のプライバシー保護の問題があると考え反対致しました。

## 「飯塚市の子どもをみんなで守る条例」 制定に反対の討論を行いました。

この条例は、平成30年6月定例会市議会に「児童虐待防止」を目的として議員から議案として提出され、福祉文教委員会で審議を重ねて来ました。

提出された際に、委員会審議では、「児童福祉法、児童虐待等の防止に関する法律等の法令・省令等と、提出議案の比較検討すること。」を、要望していましたが、6月定例会市議会での委員長報告は継続審査でしたが、委員会における関係法令等との比較検討の結果を質問すると、何も行っていないとの答弁でした。

国は、平成30年3月に発生した東京都目区の児童虐待事件後、「児童虐待の防止対策の強化に向けた緊急総合対策」を平成30年7月20日に発表し、その中で「児童虐待防止対策体制総合強化プランを年内に策定する。」としていましたが、この発表を受けて平成30年9月定例会市議会の委員長報告は継続審査とする報告がありました。

平成30年10月24日に開催された福祉文教委員会に、提案者は、「これまでの本会議・福祉文教委員会の議論、要保護児童連絡協議会代表者会議での意見を聴く中で、原案のままでは本会議で否決されることが想定される。」との理由で、一部を削除した修正案を提出致しました。提案者は修正後の条例案は関係法令等との整合性が取れていると説明を行い、福祉文教委員会では、一部条例文が削除された修正案が可決されました。

平成30年12月定例会本会議での委員長報告への質疑で、提案者は一部の条例文を削除したことで、関係法令等との整合性が取れたと言っているが、提案条例の各条文は関係法令等のどの部分と整合性が取れているのかを質しましたが、委員会では一切の照合確認が行われていないとの答弁でした。

平成30年12月17日に福祉文教委員会が開催されましたが、12月16日の新聞に平成30年の年内に発表される「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」の内容が速報として報道されていましたが。その内容についての確認は委員会であったのか。また、提案条例にとの関連性については審議されたのか。確認いたしましたが、何も審議が行われていませんでした。新聞報道の強化プランは次のようになっていました。

○平成22年度までに全国の児童相談所にいる児童福祉司を約2020人増やす。専門職の児童心理司を約790人増やす。保健師を約70人増やす。達性下場合約7620人体制になる。

○2016年（平成28年）の児童福祉法改正で市区町村での整備が努力義務となっていた「こども家庭総合支援拠点」を全市区町村に設置する。社会福祉士や医師といった専門職員が配置される。

○「要保護児童対策地域協議会」の活性化に向けて、全市区町村に調整担当と調整担当者の質を上げるため研修を実施する。

提案者は、関係法令・省令等とは、提案された修正条例案は整合性が取れていると言っていますが、児童虐待防止に大きく寄与する「要保護児童連絡協議会」を構成する関係団体を、提案条例では（定義）第2条（6）関係機関等「学校、児童福祉施設、病院その他こどもの医療、福祉又は教育に業務上関係のある団体及び学校の教職員、児童福祉施設の医師、歯科医師、保健師、助産師、弁護士その他子どもの医療、福祉又は教育に職務上関係あるものをいう。」としていますが、児童福祉法第21条の十の五には「病院、診療所、児童福祉施設、学校その他児童又は妊産婦の医療、福祉又は教育に関する機関及び医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師、児童福祉施設の職員、学校の教職員その他児童又は妊産婦の医療、福祉また和教育に関連する職務に従事する者は、幼支援児童等と思われる者を把握したときは、当該者の情報をその所在地の市町村に提供するように努めなければならない。」とあり、厚生労働省の「要保護児童対策地域協議会設置・運営指針について」では、これを踏まえることが明記されています。

法と提案条例を比較したとき、「看護師」と「妊産婦の医療、福祉に関連する職務に従事する者」が削除されていますので、法に従っていない条例となっています。

また、提案条例の第5条5項に市に年次計画の策定を求めています。平成29年3月31日に「市区町村子ども家庭総合支援拠点の設置運営等について」が、厚生労働省から出されています。この中では「支援計画の作成等」があり「必要に応じた関係機関等との連携を行い、子どもの権利を守るための支援方針や支援の内容を具体的に実施していくための支援計画を作成する。」とありますが、提案条例の年次計画が何を求めているのかわかりません。また、この支援計画との整合性についても確認が有りません。

また、提案条例では「保護者の責務」として地域活動に参加するように求めています。が、子ども虐待対応の手引き（平成25年8月改正版）には、虐待が起こっている家庭の特質として、「保護者自身も心身の問題を抱えていて治療が必要であったり、生育歴の問題に苦しんでいる。」とあります。いろいろな理由で地域活動に参加できない人たちもいる現実の中で、この条文ではあらゆる保護者は地域活動へ参加する義務を強制している感じがします。提案条例は、児童虐待防止の関連する法律・省令と、十分な検討比較がされていないため整合性が取れていないことは明確で、市の条例としては、不十分なものであると考えます。児童虐待防止には法令等に基づき実効性のある対策に取り組むことが求められていると考え、反対の立場で討論いたしました。（残念ながら、結果は、賛成15名反対11名で可決されました。）

## 幼保教育無償化に関連して一般質問

児童福祉法では、保育所・認定こども園以外にも保育士を必要とする児童福祉施設が定められていますが、「幼保教育無償化」に合わせて保育所・認定こども園以外の児童福祉施設への保育士確保に取り組むことを要望致しました。

**質問** 国が 2019 年 10 月から幼保教育の無償化に取り組む考えを示していますが、前回の一般質問後の、国の動きはどのようになってきていますか。

**答弁** 幼児教育の無償化の対象施設は、保育所・こども園・幼稚園及び幼稚園の一時預かり保育・認可外保育施設・障がい児通園施設・病児保育事業・ファミリーサポートセンター事業等が対象になっている。

**質問** 無償化の前提として、就労で保育が必要とする保育認定を受けなければなりません。無償化は認可保育所・幼稚園に加えて、認可外保育施設も対象として 3 歳から 5 歳時の居る過程には最大月 3 万 7 千円まで支援すると言われていますが、そのようになるのでしょうか。

**答弁** 3 歳児から 5 歳児を対象に月額 3 万 7 千円までの利用料が無償化される予定で、0 歳児から 2 歳児については、住民税非課税世帯の児童を対象として月額 4 万 2 千円までが無償化になる予定である。

**質問** 来年の 10 月からの幼保教育無償化に対して、受け入れのための協議が各関係者・団体と行われていると思いますが、想定される受け入れ対象幼児数に対して、施設・保育士等の受け入れ体制はどの様になっていますか。

**答弁** 私立幼稚園では、定員に余裕があり随時受付を行う。保育の受け皿確保については、各私立保育所と協議し、施設整備に伴う定員の増加、認可保育所の新設を検討している。一部では保育士不足が生じている。

**質問** 児童福祉法には、保育所以外に保育士が必要とされている福祉施設が定められていますが、その福祉施設はどの様なものですか。

また、保育所を除く保育士が必要とされている各福祉施設は、市内には、公での運営・民間での運営のものは、各施設何か所ありますか。

**答弁** 児童養護施設、障がい児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設（情緒障がい児短期治療施設）があり、市内には、民間運営の障がい児入所施設 1 施設、児童発達支援センター 3 施設がある。障がい児通所支援事業において児童発達支援、放課後デイサービス事業を民間運営で 15 の事業所で行われている。

**質問** その保育士が必要とされている福祉施設に幼児が通所している場合、幼保教育無償化の対象施設となるのですか。

**答弁** 現在、国で対象となる障がい児支援サービス内容の検討が行われている

**質問** 保育認定されている対象家庭の幼児が、その福祉施設に通所する・している事例

はありますか。

**答弁** 平成 30 年 11 月末現在、保育所・幼稚園及び障がい児通所支援施設を併用している児童は 70 名いる。

**質問** 平成 29 年 10 月から施行された、「飯塚市保育士種学資金貸付金条例」では、その目的は、(市内の私立保育所等の常勤保育士の確保を目的)として定められました。また、市内の私立保育所等とは、(市内の認可保育所及び認定こども園の内、私立のものをいう。)と定めています。同じ様に「飯塚市保育士生活資金貸付金条例」も目的は市内の私立保育所の常勤保育士を目的にしています。これは待機児童対策を目的として制定された条例であると理解していますが、児童福祉法では、保育士が必要とされている福祉施設が、この二つの条例に定められている「保育所・認定こども園」以外もあり、市内に民間の施設があるならば、その福祉施設に働く保育士にも適用できることが望ましいのではないかと考えますが、市の考えをお聞きいたします。

**答弁** 質問議員のご指摘の点については、制度の適用に当たっては、市内の福祉施設に働く保育士の確保の状況や、障がい児童の受け入れ状況の実態把握に努める必要があると考えている。指摘の点については今後検討していきたいと考える。とのことでした。

## 印刷業務の指名競争入札について一般質問

市に登録されている、印刷業者から平成 9 月 21 日付けで市議会議長宛てに、飯塚市の印刷業務の発注の際には、「印刷設備のある業者を指名する。」「印刷物のデザインと印刷を分けて発注すること。」の 2 点の要望書が出されていましたが、この要望書の取扱いについて市の対応を質しました。

**質問** 飯塚市は、印刷機の保有する業者を指名の条件としているのか。また他市の状況はどうなっているのですか。

**答弁** 印刷機の保有状況については確認していない。

**質問** 設備もなく安価で下請けに外注している事実はありますか。

**答弁** 確認をしていない。市内業者に業務を発注しており、最小の経費で最大の効果を上げる考えもあるので、使用を満たしておれば問題との考え方もあり、考え方を整理する必要があると考える。

**質問** この要望を受けて、今後市としてはどのような対応を行う考えですか。

**答弁** 印刷設備の保有を指名業者の条件とすることについては、慎重に協議することが必要と考えるが、検討をする。印刷物のデザインと印刷を分けて発注することについては、すでに出来る限り分離・分割発注を行っているが、市内の中小企業育成の観点から県内の状況を調査して検討を進める。

県内の状況の調査の結果については、今後、報告をして頂きたいと要望をしてこの質問を終わりました。

## 中小企業振興について要望

平成30年12月17日開催の経済建設委員会で、大雨で被害を受けた市内の事業者が、浸水対策の遅れから今後も現在位置での操業は、毎年大雨の被害に遭う可能性が有り、今後の操業については、市外への移転を含めて検討を進めているとの相談がありました。

飯塚市では、中小企業振興基本条例が平成28年3月28日に制定され、この条例では、中小企業が地域経済の発展と市民生活向上に寄与していること考え、中小企業の振興を図ることを目的にしています。

この条例の考えに従って、大雨で操業が困難になった企業や今後の対応に苦慮している企業については、市が企業の相談を積極的に受けて今後の企業の操業への協力することを要望致しました。

また、一般質問でも取り上げましたが、「印刷業の市の業務発注の在り方について」中小企業振興の立場で、市はどのように取組むのか考えを質しました。

飯塚市中小企業振興基本条例では、「市は工事の発注並びに物品および役務の調達等を行うに当たっては、予算の適正な執行を透明かつ公正な競争及び契約の適正な履行を確保しつつ、中小企業者等の受注機会の増大に努めるものとする。」とありますが、中小企業の振興を図る立場から、印刷業の関係者と協議を行い状況の確認を行う事と、市の関係部所との合議を行ない、どのような方法が産業振興と市の財政にとって望ましいのか検討をすることを要望致しました。

## 「菰田・堀池地区の活性化基本方針」が決定。

平成30年12月18日開催の総務委員会で、「菰田・堀池地区の活性化基本方針」について報告がありました。

活性化を実現するために以下の事項を踏まえて検討を進めます。とされています。

- J R飯塚駅周辺の再生を進め、近隣市町や他の拠点との連携を図りながら、都市機能の維持・誘導と合わせて定住の促進図ります。
- 飯塚市地方卸売市場敷地は、整形でほぼ平坦、かつ大規模な敷地条件を効果的に活用して、飯塚市の中心拠点としてふさわしい都市機能の誘導を図ります。
- 街づくりにあたっては、良好な景観や環境となるよう工夫し、飯塚市地方卸売市場敷地のみならず周辺地域の魅力の向上に取り組みます。
- 都市機能の整備・誘導にあたっては、民間活力の積極的な活用を図ります

飯塚市地方卸売市場は、庄内工業団地に移転し2021年4月の開場が決まっています。

この跡地の利用方法が、「菰田・堀池地区」の活性化の鍵となると考えます。

移転は決まりましたので、跡地利用にすぐに取り掛かれるように、具体的な都市機能施設の構想を固める必要があると考えています。

## 全国都市問題会議に参加

平成 30 年 10 月 11 日・12 日、新潟県長岡市で全国都市問題会議が開催されました。今回の議題は、「市民協働による公共の拠点づくり」でした。

議題の解説では、1990 年代以後、市民協働の推進が行政の重要な政策課題となっている。市民と行政または市民同士が、市民活動の自由・自発性と行政活動の公平性を持ち寄り、短所を補い合うことで課題を解決し、魅力ある街づくりが目指されている。

市民協働による公共の拠点は、市民が自由な発想で利用することができる場ある。

なぜ、市民協働による公共の拠点づくりを進めるのかは、高齢化社会を迎え高齢者の知識や技術を積極的に生かすことが考えられる。

ネット等を通じて意見の表明をしたり培ってきた知恵を活用したりする機会が増大している。

また、共通の目的を持つ人同士がつながりやすくなっている。

都市間交流を通じて、自分の住む地域の魅力を再発見し、課題についても再認識するようになった。交流により地域外の人・モノ・情報も活用することが出来るようになってきている。

公共の拠点となりうる場所については、市町村合併等に伴い廃止された学校などの公共施設が考えられる。

このような状況は、市民協働による公共の拠点づくりを行う好機と捉えることが出来るが、地域の状況はいろいろであり、そのため、首長・職員・議員は地域の現状や課題を踏まえて取り組むことが強く期待されている。

今後は、市民や市民団体の活動と行政の連帯・支援のあり方、今後の地域社会のあり方などを展望しながら議論を深めていきたい。と、ありました。



## 嘉穂東高校へ行ってきました。

選挙権年齢が満 18 歳以上と定められたことを踏まえて、良識ある有権者の育成を目的に、主権者教育の一環として平成 30 年 11 月 1 日嘉穂東高校へ行ってきました。

3 年生の 1 クラスに 2 名の市議会議員が担当して、約 50 分間、市議会議員の役割・国会と地方議会の違い・地方統一選挙とは等について説明を行いました。

初めての試みで、高校生にどの様に説明を行えば、理解してもらえるか迷いがありましたが、飯塚市議会の概要説明、各選挙の投票率の状況、日本国憲法・地方自治法の一部を抜粋した資料を用意して臨みました。(生徒の感想は可も無く否も無いようでした。)